

計算書類に対する注記(ときわの家)

1. 重要な会計方針

- (1) 有価証券の評価基準及び評価方法
 - ・満期保有目的の債券等一該当なし
 - ・上記以外の有価証券で時価のあるもの一該当なし
- (2) 固定資産の減価償却の減価償却
 - ・建物並びに器具及び備品一定額法
 - ・リース資産 該当なし
- (3) 引当金の計上基準
 - ・退職給付引当金一鹿児島県社会福祉協議会の退職共済制度に加入している職員に係る掛金納付額のうち法人の負担額に相当する金額を計上している。
 - ・賞与引当金 一職員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当期に帰属する額を計上している。

2. 重要な会計方針の変更

該当なし

3. 採用する退職給付制度

- ・鹿児島県社会福祉協議会の社会福祉施設職員等退職共済に加入
- ・独立行政法人福祉医療機構の退職手当共済制度に加入
(平成28年3月31日までに就職した職員に限る。)

4. 拠点が作成する計算書類とサービス区分

当拠点区分において作成する計算書類は以下のとおりになっている。

- (1) ときわの家拠点計算書類(第1号の4様式、第2号の4様式、第3号の4様式)
- (2) 拠点区分事業活動明細書(会計基準・別紙4)
 - ア 法人本部
 - イ 生活介護
 - ウ 施設入所支援
 - エ 短期入所
 - オ 一般相談支援
 - カ 特定相談支援
 - キ 障害児相談支援
- (3) 拠点区分資金収支明細書(会計基準・別紙3)は省略している。
 - ア 法人本部
 - イ 生活介護
 - ウ 施設入所支援
 - エ 短期入所
 - オ 一般相談支援
 - カ 特定相談支援
 - キ 障害児相談支援

5. 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。

(単位:円)

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
土地	32,500,000			32,500,000
建物	206,355,538		16,468,637	189,886,901
合計	238,855,538		16,468,637	222,386,901

6. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し

該当なし

7. 担保に供している資産

担保に供されている資産は以下のとおりである。

土地（基本財産）	27,000,000円
建物（基本財産）	189,886,901円

計 216,886,538円

担保している債務の種類および金額は以下のとおりである。

設備資金借入金（1年以内返済予定額を含む）16,500,000円

計 16,500,000円

8. 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

（貸借対照表上、間接法で表示している場合は記載不要。）

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。

（単位：円）

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
建物（基本財産）	465,902,395	276,015,494	189,886,901
土地（基本財産）	32,500,000	0	32,500,000
建物	4,227,500	4,101,498	126,002
土地	1,450,000	0	1,450,000
構築物	13,210,822	9,693,564	3,517,258
機械及び装置	3,888,000	755,250	3,132,750
車輛運搬具	15,088,882	12,267,609	2,821,273
器具及び備品	12,083,261	10,402,638	1,680,623
ソフトウェア	1,667,250	1,210,500	456,750
合計	550,018,110	314,446,553	235,571,557

9. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

（貸借対照表上、間接法で表示している場合は記載不要。）

債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高は以下のとおりである。

（単位：円）

	債権額	徴収不能引当金の当期末残高	債権の当期末残高
事業未収金	51,717,142	0	51,717,142
未収金	360,950	0	360,950
未収補助金	405,000	0	405,000
合計	52,483,092	0	52,483,092

10. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益は以下のとおりである。

（単位：円）

種類及び銘柄	帳簿価額	時価	評価損益
該当なし			0
			0
合計			0

11. 重要な後発事象

該当なし

12. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

該当なし